## 摂 津 市 議 会

## 議会運営委員会記録

平成29年3月6日

摂 津 市 議 会

## 議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成29年3月6日(月)午前9時30分 開会午前9時34分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 嶋野浩一朗 副委員長 弘 豊 委 員 上村高義委 員 東 久美子 委 員 南野直司 委 員 森西 正議 長 野原 修 副議長 野口 博議 員 中川嘉彦

1. 欠席委員

なし

- 説明のため出席した者 副市長 奥村良夫 総務部長 杉本正彦
- 1. 出席した議会事務局職員 事務局長 藤井智哉 同局参事兼局次長 橋本英樹 同局総括主査 田村信也 同局書記 渡部真也 同局書記 坂本敦志 同局書記 川原 恵
- 1. 案件

追加議案の取り扱いについて

(午前9時30分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者から挨拶を受けることにいたします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日はこの後、本会議を控えて何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。本日は、平成29年第1回定例会におきまして、条例案件1件の追加提出をお願いするものでございます。案件の概要につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

それでは、追加議案について、概略説明 をお願いいたします。

総務部長。

○杉本総務部長 おはようございます。

それでは、平成29年第1回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第29号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

平成29年度税制改正の大綱において 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽 減判定所得を改正することとされ、市町 村の国民健康保険の保険料についても同 様の措置を講ずるため、国民健康保険法 施行令の一部を改正する政令が平成29 年2月22日に公布され、平成29年4 月1日から施行されることになりました。

本件は、摂津市国民健康保険条例につきましても、この政令に合わせた改正を 行うものでございます。

改正内容は、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準について26万5,00円から27万円に、2割軽減の基準について48万円から49万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日 から施行するものでございます。

以上で、平成29年第1回摂津市議会 定例会追加提出案件の概略説明とさせて いただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいた します。いかがでしょうか。よろしいです か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質問がないようで すので、理事者の皆さんは退席いただい て結構でございます。

暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩) (午前9時33分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

追加議案の議事日程、取り扱い等について協議を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、追加 議案の提出に伴う議事日程等の変更につ いてご説明申し上げます。

まず、議事日程、右上に「変更後」と書かれた資料の1ページをごらんください。

3月6日の日程1、議案第1号、平成2 9年度摂津市一般会計予算など、付託案件24件の質疑及び所管の委員会付託については、変更はございません。

日程2として、3月3日に提出されました追加議案第29号を上程し、提案理由の説明、質疑の後、所管の常任委員会に付託となります。

2ページ目に移りまして、日程3が代表質問でございます。3月7日の日程は変更はございません。

3月29日につきましては、日程2でございますが、3ページ目の一番下の行に、追加議案の議案第29号を加えておりまして、この25件について、委員長報告、採決となります。

次に、議案付託表の変更後でございます。議案付託表につきましては、2ページ目の民生常任委員会の付託案件に議案第29号を追加するもので、その他の委員会で審査いただく案件に変更はございません。

以上が議事日程、議案付託表について の変更分でございます。

なお、変更後の議事日程、議案付託表に つきましては、本日の本会議開会までに 議場配付させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、そのよ うに決定いたします。

以上で本委員会を閉会いたします。 (午前9時34分 閉会) 委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 嶋 野 浩一朗

議会運営委員 弘 豊